

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案の概要

NICTが行うサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査について、①令和5年度末に時限を迎えるID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査を、令和6年度以降も継続的に実施を可能とするとともに、②調査の対象を拡充するための規定を整備する。あわせて、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行う。

1. サイバーセキュリティ関連業務の規定の整備

〔国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正〕

① ID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査の継続的な実施

- NICTが令和5年度末までに限り行うこととされているID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査（特定アクセス行為）を、令和6年度以降も継続的に実施できることとする。

② 調査対象の拡充

- NICTが行うIoT機器の調査等に係る業務について、その対象を拡充※するとともに、総務大臣が、サイバーセキュリティ戦略本部から意見を聴取した上で、NICTの中長期目標の策定等をする旨を規定する。

※ID・パスワードに脆弱性があるIoT機器に加えて、脆弱性があるファームウェア等を搭載しているIoT機器、既にマルウェアに感染しているIoT機器を新たに対象とする。

2. 信用基金の清算及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等

〔国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正
・特定通信・放送開発事業実施円滑化法（NICTの業務特例を規定）の廃止〕

- NICTの信用基金を清算し、これに伴い、NICTの関連業務及び当該基金に係る業務を規定する特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止する。

施行期日：令和6年4月1日（一部の規定を除く。）